

債権	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金（履行期限が到来した債権）	67, 178, 000
債権	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金（履行期限が未到来の債権）	3, 022, 435, 000

制度の概要

同和地区出身者の子弟に対し、就学奨励資金を貸与することにより、これらの者の就学を奨励することを目的とする制度である。かつては給付制度であったが、大学は昭和57年度から、高校は昭和62年度から、それぞれ貸与制度に改められた。貸与期間終了後20年以内に年賦もしくは半年賦により返還するものである。貸付原資の3分の2は国庫からの補助金で賄っている。上記の給付制度から貸与制度への移行が同和団体の同意を得られなかったため、長らく資金回収が行われていなかった。しかしながらようやく同和団体の同意を得て、平成14年度より返還対象者へ一律に納入通知書を交付することとなった。上記の「履行期限到来債権」とは、かかる平成14年以降の返済期限経過分の貸付金を意味している。この貸与制度の特徴は、返還免除規定が充実していることである。すなわち所得水準が低い場合は貸与金の返還を免除する。ただし免除を申請するには所得証明その他の審査資料を提出する必要があるが、親が本人にこの奨学資金の趣旨を知らせないまま借りている場合が多いため、免除申請手続等の障害となっている。これは子供に同和地区出身者であることを隠そうとする親心が原因であるが、この結果、返還免除申請が可能であるのに審査資料が揃えられず、債権が不良化している場合が多い。また同じ原因により本人への直接請求（面談等）が困難であり、不良債権の回収作業に支障を来している。さらに債務者個々の事情を把握している市町村の窓口を通して債務者に接触するという配慮を必要とし、一般的な債権回収とは勝手が大きく異なる。

今後の見込み

平成13年度末に地対財特法が失効したため、平成13年末において貸与を受けていた者が卒業したとき、つまり平成16年度で当該制度による貸付は終了した。そしてこの制度は一般の奨学制度へ合流し、大学生は日本学生支援機構へ、高校生は県の奨学制度へ移行した。平成16年度末で約30億円の債権残高があるが、そのうち約9億円は20年分割により回収できる見込みである。残りの21億円の内、10億円は返還免除となると思われる。差し引き5億円と期限到来債権の1億円弱の合計6億円が不納欠損化するのではないかとみている。ただし、3分の2は国庫負担となっているため、正味の県負担額は2億円程度となる。

監査結果

当該債権発生の際の経緯を検討したところ、合規性に反する事項は見受けられない。当該貸与制度は地域改善目的という極めて特殊な性格を帯びており、対応には慎重さが求められている。とはいえ、県の債権であることには違いはなく、少なからぬ債務者はまじめに返済している。対応は困難と思われるが県民間の公平性を確保するためにも、返還免除制度の周知を含め、引き続き慎重かつきめ細かな対応により早期の回収に努められたい。又、全般的事項で述べた不納欠損の見積と明示を何らかの形でされる必要がある。【意見】

教育委員会	教育総務課	
債権	愛媛県奨学資金貸付金(履行期限が到来した債権)	3,953,000
債権	愛媛県奨学資金貸付金(履行期限が未到来の債権)	1,840,240,000

愛媛県奨学資金貸与条例に基づき「優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的」として貸与した奨学資金貸付金である。昭和36年より今日まで継続してきているが、今まで死亡等による免除はあっても、貸倒実績はない。平成16年4月より退職教員を奨学生指導員として採用し、電話、ファックス、訪問等で返還指導を行っている。返還指導の結果、滞納は、家計困窮によるものであり、返還の意思はあることを確認している。

旧日本育英会の平成15年度の返還金の年度内納入率78.5%に比較して、愛媛県奨学金の年度内納入率98.0%となっている。只、下記表のように平成7年度分(10年前)以前は上記死亡等免除を除き年度内に全額入金している。過去の実績から年度内返還率が低くなっても時間をかけて最終的には回収されるものと予想はされるが、平成12年度以降99%より低くなっている。なお、履行期限が到来している残が平成17年3月現在3,953,000円、平成17年8月5日現在は平成16年度分が加えられたため平成15年度以前分で180,000円回収はされているが7,137,000円となっている。

監査結果

下記表のように平成7年度～平成10年度においては期限内返還率が約90%以上あったが、平成13年度以降は約85%に落ちている。このことが最終的な返還に影響を与えることも予想されるので、まずは期限内返還率アップに注意しながら返還指導をされたい。(意見)

愛媛県奨学資金返還状況

単位:円

年度	調 定		期限内納入	期限内返還率 (%)	年度内納入	一年度内返還率 (%)	調定繰越		平成17年8月5日現在未納	平成17年3月31日現在
							金額等	納入済		
7	件数(件)	3,871	3,511	90.7%	3,871	100.0%	0	0	0	0
	金額(円)	156,150,400	144,980,000	92.8%	156,150,400	100.0%	0	0	0	0
8	件数(件)	3,372	2,999	88.9%	3,370	99.9%	2	2	0	0
	金額(円)	149,906,200	135,344,200	90.3%	149,856,200	100.0%	50,000	50,000	0	0
9	件数(件)	2,953	2,545	86.2%	2,950	99.9%	3	3	0	0
	金額(円)	141,521,400	124,941,400	88.3%	141,431,400	99.9%	90,000	90,000	0	0
10	件数(件)	2,733	2,383	87.2%	2,727	99.8%	6	6	0	0
	金額(円)	147,626,000	132,978,000	90.1%	147,436,000	99.9%	190,000	190,000	0	0
11	件数(件)	2,464	2,100	85.2%	2,440	99.0%	24	24	0	0
	金額(円)	150,128,000	131,292,000	87.5%	148,816,000	99.1%	1,312,000	1,312,000	0	0
12	件数(件)	2,185	1,836	84.0%	2,136	97.8%	49	42	7	7
	金額(円)	142,788,000	123,545,000	86.5%	140,430,000	98.3%	2,358,000	2,056,000	302,000	302,000
13	件数(件)	2,117	1,711	80.8%	2,078	98.2%	39	28	11	12
	金額(円)	157,001,000	132,184,000	84.2%	154,707,000	98.5%	2,294,000	1,724,000	570,000	690,000
14	件数(件)	2,082	1,717	82.5%	2,041	98.0%	41	22	19	20
	金額(円)	150,789,000	128,131,000	85.0%	148,581,000	98.5%	2,208,000	1,084,000	1,124,000	1,154,000
15	件数(件)	2,030	1,682	82.9%	1,979	97.5%	51	22	29	30
	金額(円)	158,856,000	135,785,000	85.5%	155,709,000	98.0%	3,147,000	1,370,000	1,777,000	1,807,000
16	件数(件)	2,028	1,657	81.7%	1,966	96.9%	62	7	55	
	金額(円)	173,893,000	147,859,000	85.0%	169,911,000	97.7%	3,982,000	618,000	3,364,000	
							計		7,137,000	3,953,000

総務部	税務課	
債権	県税滞納繰越金	3,983,379,000
債権	県税に伴う徴収金	320,446,000

県税の現年度より前の滞納繰越分とその滞納にかかわる徴収金であるが、下記のように過去3年の動きをみると、職員の徴収努力及び景気等の動向により税収そのものが減少したことにより(現年分の過去5年の動きは、平成14年度末19億5千万円、平成15年度末12億4千万円、平成16年度末11億円弱と大きく減少している。大きくその滞納分が減少してきている。

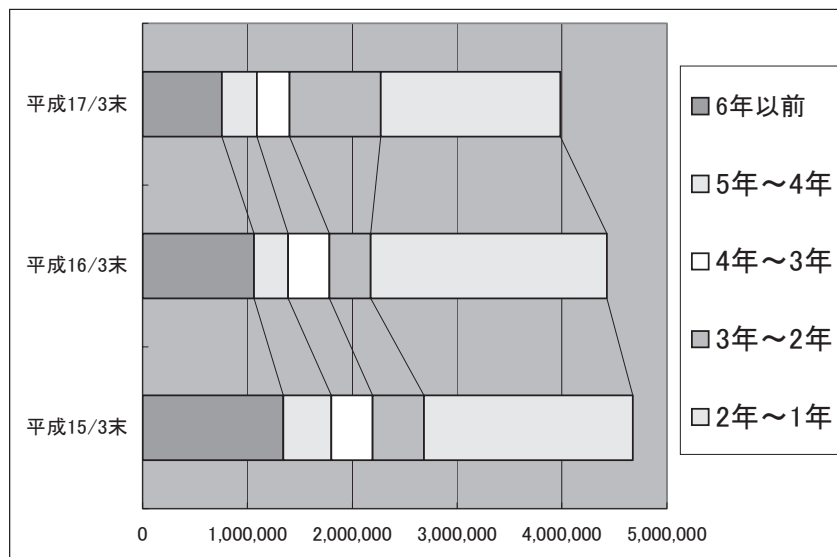
単位:千円

		6年以前	5年～4年	4年～3年	3年～2年	2年～1年	計
平成15/3末	税	1,343,876	457,763	389,732	491,190	1,993,832	4,676,393
	税外徴収金	39,377	51,213	25,751	7,533	3,145	127,019
平成16/3末	税	1,064,890	324,737	393,103	391,582	2,253,468	4,427,780
	税外徴収金	14,507	23,227	7,266	1,385	295,216	341,601
平成17/3末	税	758,371	330,333	312,972	870,516	1,711,187	3,983,379
	税外徴収金	80,317	6,887	1,389	223,444	8,409	320,446

平成17年度より、特別徴収強化事業を行っており、徴収対策本部を総務部長とし、収納のための数値目標を立て、その達成状況を検証している。又財産調査を強化し、滞納者の預貯金、給与よりの回収、催告書の送付、休日収納の納期限納付キャンペーン等を実施して

いる。

又平成 18 年 4 月に設定される愛媛地方滞納整理機構の支援を予定している。



監査結果

徴収強化の取り組みを進めているが、平成 16 年度において、いわゆる収納をできずに、不納欠損とした額は、法人解散を原因とするもの 85 百万円、執行停止後 3 年経過 14 百万円、時効成立 232 百万円の計 331 百万円であり、平成 15 年度は 996 百万円、平成 14 年度は 168 百万円(いずれも個人県民税を除く不納欠損)であった。即ち徴収強化策をとっても今後も不納欠損となる可能性のあるものが存在すると思われる。全般的状況にて記載しているように過去の不納欠損額等を基に、将来の不納欠損が見込まれるものについては財産価値のないものが明示されるようにすべきである。(意見)

土木部			
債権	河川課	違約金	187,575
債権	砂防課	違約金	220,500
債権	砂防課	利息	1,019,650
債権	道路建設課	違約金	941,800
債権	道路建設課	利息	37,925
債権	道路維持課	違約金	364,950

土木部の工事にかかり、業者倒産により工事中断があり、前払金は、出来高との相殺、保証会社の保証履行により返済があるが、違約金および前払金の返還に関する利息が未収となっている。回収困難。

監査結果

地方公共団体の資産状況を明らかにする観点から不納欠損が見込まれるものについては、

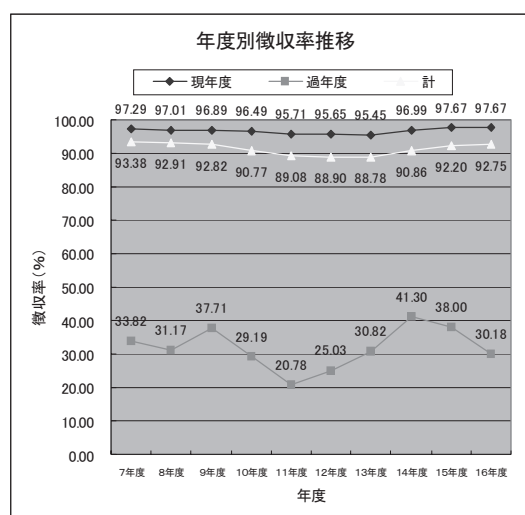
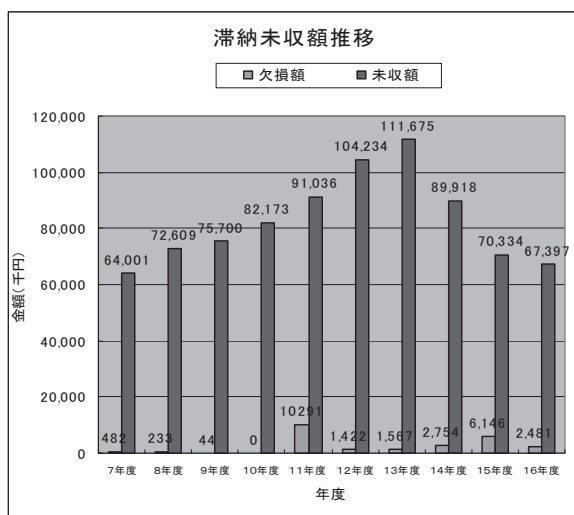
その資産価値のないことが明らかになるように何らかの形で明示すべきである。(意見)

土木部	建築住宅課	
債権	住宅貸付金	67,396,753
債権	住宅貸付損害金	18,558,103

貸付金及び貸付損害金の性質と状況

県営住宅の貸付を行う際に未収家賃が発生することがあり、この場合、住宅貸付金として認識される。言い換えれば県営住宅の家賃滞納未収額である。平成16年度末では、67,396,753円(平成17年5月末における1月以上の未収分の合計)であった。また損害金が18,558千円あった。この損害金は、「家賃を3月以上滞納した場合などに明け渡しを請求した入居者に対し、実際に退去するまでの間、近傍同種住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」という愛媛県県営住宅管理条例に基づくものであり、損害賠償金的な意味合いが強いものである。

県営住宅の滞納未収額の残高は、不況等を背景とする入居者の経済事情の悪化等から増え続け、平成13年度に111,675千円に達した。県は家賃の滞納等に対し、入居者と家賃支払いに関して誓約書等を徴し、それを誠実に守らない者に対しては、訴訟提起も含めて対応し強制退去処分も行っていたが、さらに平成14年度から短期滞納者に対する電話や訪問による催促等の滞納整理活動を強化し、12ヶ月以上の長期滞納者に対する家賃の支払誓約書の提出に関する詳細なマニュアルの作成を行い、本庁と地方局の連携に努めた結果、平成14年度から毎年減少し続けている。(図表 参)



監査結果

県営住宅の家賃の滞納は、上記のように平成14年度以降の取組により現在改善されてはきている。よって県の平成14年度以降の取組を評価したいが、上記平成17年5月末の残高

のうち、10年以上前のもの(平成6年度以前のもの)が11,101,880円あり、さらに過去10年をみても行方不明、破産等により回収できないことが明らかになり欠損処理したものが毎年平均254万円強ある。全般的事項で触れたように民間企業のように財産の時価評価という観点から不納欠損の引当金の設定を検討するならば、不納欠損の過去3年の実績、並びに発生未収家賃の回収状況から例えば、10年以上前の90%以上である1千万円、平成7年度～平成16年度までの分の今後の貸倒の可能性として254万円×10=2540万円で計3540万円程度の不納欠損を見込み財産価値のないものが明示されるようにすべきである。なお、今後もさらに関係者の関係によるきめ細かな回収努力をされたい。(意見)

農林水産部	林業政策課	
債権	林業改善資金貸付金	503,180,044
債権	違約金(林業改善資金)	528,393

制度の趣旨・仕組み

昭和51年に林業改善資金助成法の施行に伴い、林業経営の改善、林業労働にかかる労働災害の防止、林業就業者の育成確保等について、従来の農林漁業金融公庫資金を中心にした林業金融措置に加え、新たに林業経営に要する中短期の資金を無利子で貸し付けることを目的として創設された。この制度は、林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するための奨励措置として設立されたため、資金を供給するだけでなく必要な林業普及指導を併せて行うことにより、その経済的裏付けとなるとともに地域における林業経営の改善に重要な役割を果たしている。

借受者が森林組合等の事務取扱機関に借り入れ申請すると、県は審査の上、貸付金を事務委託機関である愛媛県森林組合連合会等を通じ、そこから借受者に貸付けされる仕組みとなっている。貸付原資は、国が3分の2、県が3分の1を拠出し、運営は、県の特別会計にて行われている。なお、貸出原資の総枠は約10億円となっている。

監査結果

貸付の状況は、ここ数年の貸付状況は新規の貸出が平成14年度で67,170千円、平成15年度で149,975千円、平成16年度で150,935千円となっており、また償還金は平成14年度で145,846千円、平成15年度で130,993千円、平成16年度で133,039千円となっている。貸付金に関しては、現在のところ多額の不納欠損は生じていないが、今後とも貸倒れが発生しないように事務委託機関からの返済状況の報告等を定期的に受け、検討をしていかねばならない。(意見)

農林水産部	漁港課	
債権	違約金(委託契約解除に伴うもの)	210,000

違約金—委託契約解除に伴うもの委託契約書第12条「乙の責に帰すべき事由により、甲

が契約を解除したときは、乙は業務委託料の 1/10 を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。」による。

監査結果

発生の経緯については、問題ない。

最近開催されたC社の債権者集会（平成 17 年 5 月 13 日）でも配当金はなく、回収可能性は既に無いため、早急に不納欠損処理することが妥当である。（意見）

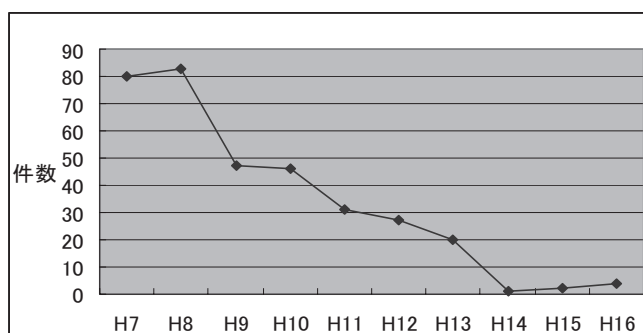
農林水産部	農業経済課	
債権	農業改良資金貸付金	485,453,000

農業改良資金貸付金の制度は、農業改良資金助成法を基礎に構築され、貸付原資のうち、国が 2/3、愛媛県が 1/3 を負担するものである。その目的は、農業の担い手が農業経営の改善を図ることにあり、新たな農業経営部門への進出、先駆的技術の導入に取り組む際に必要な資金を無利子で貸し付ける制度である。貸付対象は「新たな農業部門・加工事業の経営開始」および「農畜産物またはその加工品の新たな生産・販売方式」である。

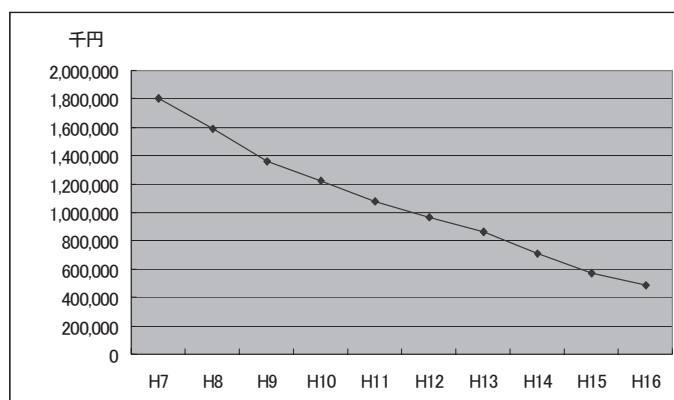
新規実行額と毎年度末の残高の推移はつぎのとおりである。

	件数	貸与額(千円)	残高(千円)
H7	80	282,160	1,799,645
H8	83	320,760	1,590,766
H9	47	178,840	1,358,010
H10	46	192,330	1,223,965
H11	31	166,073	1,079,376
H12	27	125,080	962,529
H13	20	73,710	862,539
H14	1	4,900	707,693
H15	2	9,320	573,071
H16	4	39,000	485,453

新規実行件数をグラフにすると、つぎのように急減していることがわかる。



また、残高の推移をグラフにすると、綺麗な右肩下がりのラインが描かれる。



上記グラフの推移はいずれも、当初の制度設計目的と、今日の需要ないし要請とが乖離してきていることの証左といえよう。

ところで、本件融資は無利子貸付である。ここに制度の特徴があるといってもよい。そこで、「無利子」ということに制度の価値があるのであれば、農業事業者が金融機関から借り入れたときに発生する金利分のみを補助する、ということも考えられる。

ただし、このようなフレキシブルなことは、国から 2/3 の補助を得ることとの関係において不可能であろうために、制度が硬直化してしまうという嫌いがある。これは平成 14 年度から導入された「農協転貸」方式でも同様である。このような現状では、本制度を利用する限りにおいて、県民の資金の有効活用の可能性を見出すことは困難のようにみえる。しかし、国が 2/3 を補助する事業とはいえ、1/3 は県が負担するのであるから、多種多様な制度を総合的に検討し、県民の貴重な財源をより有効活用しうる方法を模索することは、それを預かる愛媛県として当然課題である。

なお、本件融資の回収率は 100%、延滞記録は 1 件のみとのことである。融資に関する手続きは適法におこなわれていた。

[監査意見]

以上、検討してきたところを整理すると、本件貸付金制度の目的を達成するためには、常に県民である農業事業者の実態に目を向け、その実際の需要・要請に応じうるよう、機動的・弾力的に運用しうる体制の構築可能性を視野に入れ、準備すること、②資金の有効活用方法の可能性を模索する必要がある。(意見)

経済労働部	経営支援課	
債権	中小企業高度化資金貸付金	3,859,213,835
債権	織布業構造改善資金貸付金	433,702,328

中小企業高度化資金貸付金の立脚基礎は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法である。愛媛県は、当該法規定に基づき、県がおこなう中小企業その他の事業者の事業活動に

必要な資金(以下、高度化資金という。)の貸付に関して必要な手続きを、愛媛県中小企業高度化資金貸付規則²⁹にとりまとめている。

現在の貸付利率は原則0.8%であり、環境保全目的等の特定の要件を満たせば、利率は零%となる。以上のように、資金を必要とする企業からみれば、資金の目的は比較的広く、しかも市中の金融機関から借り入れるよりも借入金利は有利であって、通常であれば、愛媛県下の企業は進んで当該資金の借入を要請しようものと推認できる。しかしながら、平成17年3月末の貸付金残高は、42.9億円(中小企業高度化資金貸付金38.6億円、織布業構造改善資金貸付金4.3億円)にとどまっている。しかも後述するが、回収可能性に疑義がある融資案件も生じている。

平成17年3月現在の愛媛県の実施状況はつぎのとおりである。

貸付方式	貸付先	貸付年月	資金名	資金種別	初年度貸与額(千円)	貸付金残高(千円)	残高構成比率(%)	回収見込(%)
A方式	A1工業団地(協)	H17/3	共同施設資金	※	132,772	132,772	3.1%	100%
	A2(協)	H8/3	共同施設資金	※	47,186	21,783	0.5%	100%
	(株)A3	H3/5,H4/4	企業合同	※	1,560,000	1,103,846	25.7%	不明
	(財)A4	H3/4,7,11	地域産業創造基盤整備資金	※	323,000	125,805	2.9%	100%
	A5(工)	S63/4	設備共同廃棄資金	☆	34,164	25,589	0.6%	100%
	A6(協)	S63/4	設備共同廃棄資金	☆	2,645	2,425	0.1%	100%
	各地の商店街			※		671,130	15.6%	100%
	(財)えひめ産業振興財団 [旧(財)愛媛県中小企業振興公社]			※		1,800,000	41.9%	100%
	過年度未収金(A7社)		H17度中に債権放棄(不納欠損)予定。	※		3,877	0.1%	0%
				A方式計			3,887,227	90.5%
B方式	(協)B1	H4/3,10	繊維工業共同施設資金	☆	176,142	84,977	2.0%	不明
	B2(協)	H4/3,8	繊維工業知識集約化共同資金	☆	228,706	84,681	2.0%	不明
	(協)B3	H3/11	繊維工業共同施設資金	☆	81,943	54,746	1.3%	不明
	B4	S58/5	繊維工業施設共同化・共同施設資金	☆	18,318	9,323	0.2%	不明
	B5(協)	S63～H4	繊維工業共同施設・繊維工業設備リース	☆	175,327	117,360	2.7%	不明
	(協)B6		なお、H17年度に回収済みである。	☆		54,601	1.3%	100%
				B方式計			405,688	9.5%
			合計			4,292,915	100.0%	
			(資金種別分類)					
			中小企業高度化資金貸付金(※印)			3,859,213	89.9%	
			織布業構造改善資金貸付金(☆印)			433,702	10.1%	
			回収可能性不明分合計			1,454,933	33.9%	

※ 表中「不明」というのは、必ずしも回収可能性が零ということではない。

上表において(財)えひめ産業振興財団に対する18億円の回収可能性について触れておきたい。既に本報告書冒頭に記述のように、今日、指定管理者制度の導入が必至である。

(財)えひめ産業振興財団の業務についても同様である。そこで、(財)えひめ産業振興財団が指定管理者制度の導入によって、現在の権益を失うことになれば、たちまち、愛媛県は100%と見込んでいた回収率の見直しを余儀なくさせられる可能性もでてくる。しかし、

29 3条 愛媛県はつぎの資金を貸し付けるものとしている。① 経営革新計画承認グループ資金 ② 下請振興事業計画承認グループ資金③ 施設集約化資金④ 共同施設資金⑤ 連鎖化資金⑥ 経営改革資金⑦ 設備リース資金⑧ 企業合同資金⑨ 集団化資金⑩ 集積区域整備資金⑪ 地域産業創造基盤整備資金⑫ 商店街整備等支援資金⑬ 地域産業創造基盤整備活性化資金⑭ 商店街整備等活性化支援資金

18 億円の融資残高のうち 12 億円は、平成 18 年 2 月に回収され、残額 6 億円については預金が担保に供されているとのことであり、この点、回収可能性に疑義を挟む余地はない。

ところで、「回収見込不明」という判定がなされているものが貸付金総額の 34%、すなわち 14.5 億円ある。民間企業において仮に債権額の 34%相当額が回収不能となれば、多くの場合、経営の戦略、読みができなくなり、又不明→不能となり、たちまち経営破綻につながる可能性が非常に高くなるのが普通である。このような視点から指摘すれば、本制度は事実上、破綻しているといつて過言ではない。ただし、このように指摘するためには、なお詳細な検討が必要であることはいうまでもない。

本件制度融資の問題の一つは、(株) A3 社に対する 11 億円の不良債権化である。ここで A3 社の概要を公表することはできず、また担保等の保全状況等を検討することはできないが、R 組合が 93.1%出資するホテル事業者である。平成 16 年度には売上高が前期比 7%減となり営業損失、当期損失ともに約 1 億円に達している。このホテルは、「えひめ瀬戸内リゾート開発構想」に位置づけられた施設であり、「極めて政策性の高い事業」と県は位置づけている。しかしながら、平成 18 年 2 月には「えひめ瀬戸内リゾート開発構想」の廃止が確定しており、当該リゾート開発構想に位置づけられたホテルの将来は、相当厳しいものがあるといえよう。

以上のように、債権、中小企業高度化資金貸付金 3,859,213 千円及び織布業構造改善資金貸付金 433,702 千円のうちには回収可能性に疑義のあるものが、1,454,933 千円あることになる。その上で、愛媛県はそれぞれの融資をめぐる判断が適切であったのか否か、たとえば、地場の事業者を大切にす姿勢は評価されても良いであろうが、ホテルのような経営の困難な事業を、ホテル事業には素人であろう織物関係者に融資をしたことに問題はなかったのか、時代背景や同様の事案を十分吟味検討したのか等々について、将来同様の事案が生じた場合に備えて整理・分析しておくことが必要である。

[監査意見]

以上、検討してきたところを要約すると、

- ①回収見込みに疑義のある 1,454,933 千円のうち回収できないものについては「財産に関する調書」における資産残高が間違っていることとなる。全般的事項で述べたように、不納欠損を見積、この分明示すべきである。(意見)
- ②貸付制度とはいえ、当該制度の目的に対して 40 億円もの資本投下が必要不可欠であったのか、多額の資本の投下がいかなる効果を生んだのか、融資実行やその後の回収過程のあり方の妥当性、債権リスク・マネジメントの状況について検討することが必要と思慮する。(意見)

経済労働部	産業創出課	
債権	中小企業高度化資金貸付金	909,800,000